

那覇市男女共同参画推進 条例制定に関する附帯決議

本条例は、県内市町村において初めて制定されるものであり、「男女共同参画」について、全市民が理解を深め、共有認識のもと協力して推進していくことが重要である。

そのため、那覇市男女共同参画推進条例の実施にあたっては、次の事項について配慮すること。

- 1 男女の生物学的性差を認め配慮すること。
- 2 家庭は、社会を構成する最も基礎となる単位であり、大事にされなければならない。
- 3 ジェンダーフリーの社会をつくるという表現は好ましくないので、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画「なは男女平等推進プラン」（平成10年9月20日策定）は、すみやかに見直す。

以上、決議する。

平成17年（2005年）3月23日

那覇市議会

あて先 那覇市長